



## 条約の4原則(4つの P)

- 防止 (Prevention)
- 被害者の保護 (Protection of Victims)
- 違反者の訴追 (Prosecution of Offenders)
- 統合され、全体論的に調整のとれた方針 (Policies-Integrated, Holistic Co-ordinated)



# 欧州評議会条約の12章

- 1: 目的、範囲、定義
- 2: 包括的かつ調整のとれた方針
- 3: 防止
- 4: 保護
- 5: 実体法
- 6: 訴追
- 7: 移住と庇護
- 8: 国際協力
- 9: 監視メカニズム
- 10-12: 他の国際文書との関係

条約ホームページ:

<http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/convention-violence/>



## 調整のとれた方針

- 被害者の権利を中心に置く (7条)
- 十分かつ適切な財源と人的資源、およびNGOの評価 (8/9条)
- 調整機関(10条)
- データの収集とリサーチ(11条)



## 防止

- 教育
- 専門家の教育
- 認識の向上
- 加害者プログラム
- メディア・ポリシーとメディア・リテラシー



## 実体法

「名誉」の名のものと暴力  
精神的な暴力  
ストーキング  
強制結婚  
性的暴力  
女性性器切除  
強制中絶／不妊化  
セクシュアル・ハラスメント



## 保護

- 被害者のための情報 (22条)
- 避難所の提供 (23条)
- 全国共通電話ホットライン (24条)
- 性的暴力被害者の支援 (25条)
- 警察組織による緊急保護 (50条)
- リスク評価 (51条)
- 加害者を家庭から退去させる(52条)



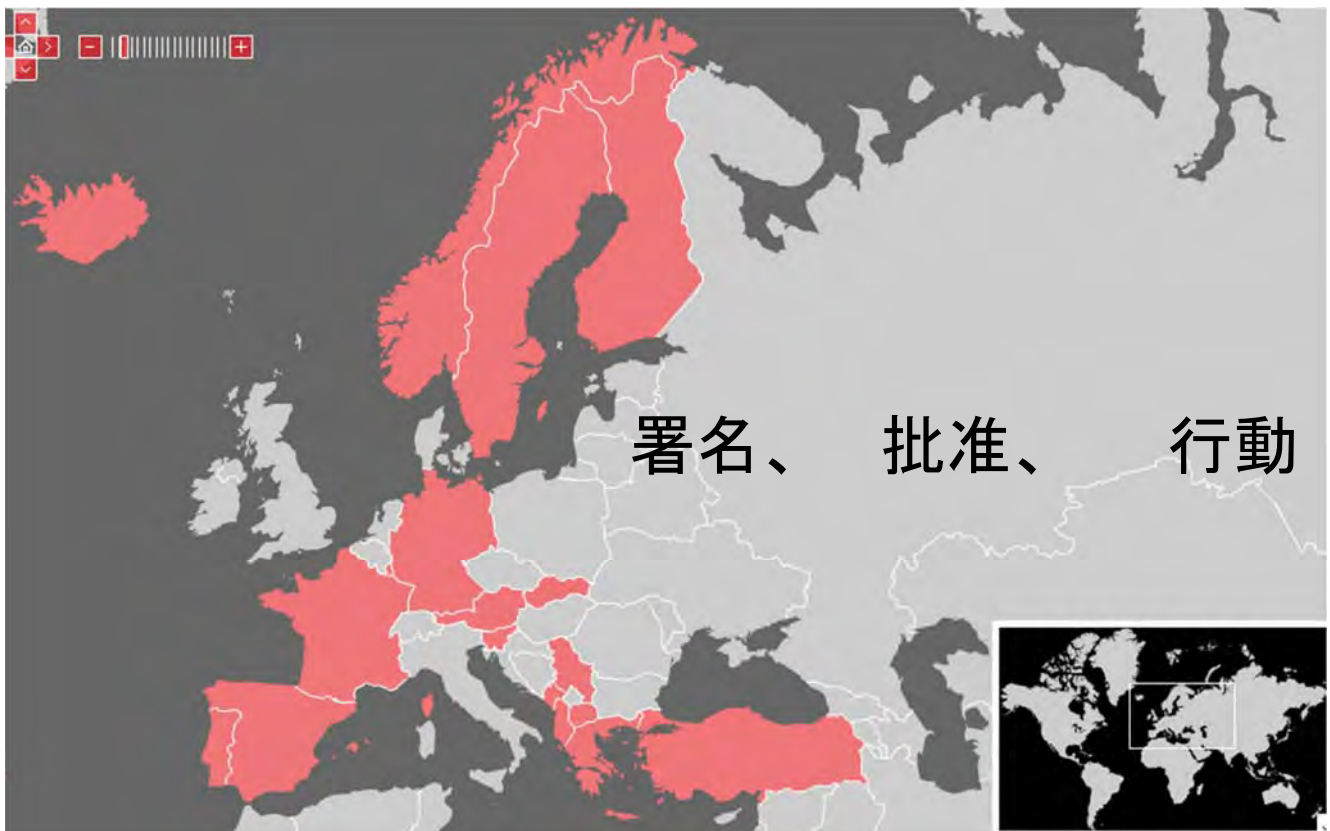
## 本条約の独自性の理由

- 包括的で明確に法的拘束力のある基準
- 実施メカニズム
- 専門監視委員会



## 監視と評価

- 専門家グループ(GREVIO)
- 実施状況の評価
- より良い実施についての勧告
- 締約国委員会



## 各国はなぜイスタンブール条約を 批准しなければならないか

- 原則：人道上、救命
- 社会的：平等と尊重
- 財政的：女性と女子に対する暴力のコスト



クリス・グリーン、ホワイトリボン・キャンペーン理事

日本 2012年3月